豊中市
Toyonaka City

令和8年(2026 年)11 月版

豊中市不育症治療費等助成事業申込のご案内

■ 事業の概要

妊娠はするものの、2回以上の流産等を繰り返す等の不育症に悩むご夫婦を支援するため、医療保険が適用されない検査及び治療費に対して費用の一部を助成するものです。

○ 助成金の支給には、いくつかの要件があります。このご案内をよくお読みいただき、要件を確認してから書類をご準備ください。

○ 申込期限は、**「検査・治療が終了した日の属する年度の翌年度の６月末日」**です。

○ 電子申込システムからの受付、郵送受付も行っています。

1. 助成内容

以下の不育症検査・不育症治療のうち、**医療保険を適用せずに実施したものが対象です。**

① 助成対象となる「検査」と助成額

国が先進医療として承認している検査で、かつ国の指定医療機関で実施された検査。

助成額：支払金額の7割分を支給（1回につき上限 6万円・1,000円未満切り捨て）

検査内容：〇流死産検体を用いた遺伝子検査1
（次世代シーケンサーを用いた流死産絨毛・胎児組織染色体検査）
〇抗ネオセルフβ_2グリコプロテインⅠ複合体抗体検査〈令和7年6月1日～〉
〇流死産検体を用いた遺伝子検査2
（流死産絨毛・胎児組織NGS染色体検査）〈令和8年5月1日～〉

注：先進医療として認められていない不育症判定検査（例：抗リン脂質抗体・血栓性素因スクリーニング・夫婦染色体検査等）は対象外です。

② 助成対象となる「治療」と助成額

保険医療機関で実施された保険適用外の治療

- 低用量アスピリン療法
- ヘパリン療法（ヘパリン在宅自己注射療法を含む）

及びこれらの治療に係る診察や検査（治療の効果や副作用をみる検査）費用

助成額：①の検査と合わせて1年度につき 上限30万円（※）

※ 4月1日から翌年3月31日までに申込みされた額の合算になります。

③ 助成回数

回数制限はありません。ただし、1回の検査または1回の治療（※）が終了してからお申込みください。（治療途中の申請はできません。）

※「1回の治療」とは…1回の妊娠中に不育症治療等を開始してから出産日（流産又は死産を含む。）までに行った治療のことです。
※ 治療について、妊娠前から長期治療を行っている方はご相談ください。

2. 助成対象者

以下の要件の全てを満たすことが必要です。

	要　　件		備　　考
1	妊娠はするものの、2 回以上の流産及び死産の既往があり、助成対象となる検査・治療を受けられた方。 ※申込者は助成対象者に限ります。		●医療機関の証明（不育症治療費等助成事業受診等証明書に記載）が必要です。
2	**法律婚の方**	検査日から申込日の間もしくは治療実施日から申込日の間、法律婚の関係でありかつ豊中市内に住民登録があること。	●検査日や治療実施日から申込日までの全期間、申込者の住民票が豊中市にあることが必要です。
	事実婚の方	検査日から申込日の間・もしくは治療実施日から申込日の間、以下の①②とも要件を満たすこと。 ①夫婦のいずれもが継続して豊中市内の同一住所に住民登録をしていること。 ②検査日から申込日までの間、他に法律上の配偶者がいないこと。	●①同一住所であれば世帯分離していても可。 ●「事実婚関係に関する申立書」提出が必要です（3 頁参照）

※この事業における流産（いわゆる不育症）とは、反復流産 及び 習慣流産 のことを指しています。生化学的妊娠（化学流産）、着床不全 は含みません。
この考え方は、厚生労働省『反復・習慣流産（いわゆる「不育症」）の相談対応マニュアル』を参考にしています。

3. 申込期限

不育症検査・不育症治療が終了した日の属する年度の翌年度の 6 月末日

4. 申込先（郵送・電子申込・窓口持参）

〒560-0023
豊中市岡上の町 2-1-15　すこやかプラザ1階　おやこ保健課　医療費助成担当

● 郵送される場合は、簡易書留や特定記録郵便などでお送りください。
（消印日を申込日として取り扱います）

● 電子申込（右上の QR コードから）の場合は、必要書類を撮影したファイルを添付していただきますが、**受診等証明書（3頁の必要書類②③④）については原本の郵送が必要**となり、証明書の受領をもって受付が完了します。
豊中市電子申込システム（豊中市不育症治療費等助成の申込）
https://apply.e-tumo.jp/toyonaka-city-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=6590

5. 審査・交付

申込みされた書類を審査し、交付（不交付）決定通知書を送付します。
助成金の振込までには 2 か月程度を要します。

6．必要書類

申込期限までに①～⑧(②と③は対象となるもの⑥は事実婚の方のみ)を揃えてお申込みください。記入には、消せるボールペン・修正テープ等は使用しないでください。提出された書類は返却できません。

①	**豊中市不育症治療費等助成事業 申込書(様式第1号)**	●申込書の記入には、消せるボールペン・修正テープ等は使用しないでください。
②	**豊中市不育症治療費等助成事業 受診等証明書(検査) (様式第 2-1 号)**	●検査が終了してから受診した医療機関(注①)で証明を受けてください。 (注①)国が先進医療の実施機関として認めた医療機関 ※ 受診等証明書の作成には、各医療機関が定める文書作成料が必要となる場合があります。
③	**豊中市不育症治療費等助成事業 受診等証明書(治療)医療機関分 (様式第 2-2 号)**	●治療が終了してから受診した医療機関や薬局で証明を受けてください。 ※受診等証明書の作成には、各医療機関が定める文書作成料が必要となる場合があります。
④	**豊中市不育症治療費等助成事業 受診等証明書(治療)薬局分 (様式第 2-3号)**	
⑤	**不育症検査・治療に要した費用の 領収書および明細書のコピー (保険適用外診療分)**	●②及び③で証明を受けた金額・治療期間のものをすべて。院外処方を受けた場合は、薬局の領収書もすべて。 ●不育症検査・治療にかかった費用のうち、**保険適用外の額**がわかるもの。 ●**明細書**については、領収書で医療保険適用外の金額が確認できる場合は不要です。
⑥	**戸籍謄本 (戸籍全部事項証明書)**	●婚姻関係、婚姻日等を確認します。 ●住民票の続柄で夫婦とわかる場合は戸籍の提出は省略できます。 ●事実婚の場合も、他に婚姻関係がないことを確認するため、両名の戸籍謄本が必要です。 ●発行日から 3 か月以内のもの。 ●豊中市に初めて申込みするときのみ必要です。
⑦	**事実婚関係に関する申立書 (事実婚の方のみ提出)**	●事実婚であることの申立書です。 ●治療を受けて出生した子に対する認知の意向を確認します。 (認知する意向がある時のみ助成対象となります。)
⑧	**通帳**(表紙をめくった1ページ目) **または キャッシュカードのコピー等**	●振込先(金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人)を確認します。 ●申込者名義のもの。 ●通帳がない口座の場合は、振込先情報が確認できるもの。

不育症治療助成申込のQ&A

Q1　不育症の診断前(治療に至るまで)の判定検査を受けたのですが、対象になりますか？

A1　国が先進医療の実施機関として認めた医療機関で実施された検査のみが対象となります。
令和8年(2026年)5月1日時点では「流死産検体を用いた遺伝子検査1(次世代シーケンサーを用いた流死産絨毛・胎児組織染色体検査)」、「抗ネオセルフβ$_2$グリコプロテインⅠ複合体抗体検査」、「流死産検体を用いた遺伝子検査2(流死産絨毛・胎児組織NGS染色体検査)」が先進医療として位置づけられ、不育症治療費等助成事業の対象となっています。

Q2　不育症治療中に受けた検査は対象になるのですか？

A2　低用量アスピリン療法・ヘパリン療法に付随する検査(治療の効果や副作用をみる検査)やそれに係る診察費用については、医療保険適用外部分のみ治療費として対象に含みます。

Q3　治療途中ですが、30万円を超えたので申込みできますか？

A3　1回の治療が終了してからお申込みください。なお 1 回の治療とは、1回の妊娠中に不育症治療等を開始した日から出産(流産又は死産を含む。)した日までに行った治療のことです。

Q4　豊中市へ転入する前に実施した不育症治療については、対象になりますか？

A4　豊中市への転入前に実施した治療は対象外ですが、転入日以降に実施した治療は対象になります。
なお、市外へ転出後の申込みはできませんので、必ず転出前にお申込みください。

Q5　豊中市外の医療機関での治療(検査)ですが、申込みできますか？

A5　治療については保険医療機関であれば市外の医療機関でも助成の対象となりますが、検査については、先進医療の実施機関として国に認められている保険医療機関で実施されたもののみが対象です。

Q6　2か所以上の医療機関で治療を受けた場合は、医療機関の証明書は複数枚必要ですか？

A6　それぞれの医療機関で作成された証明書が必要です。なお、院外処方での投薬があれば、薬局の領収書(明細がわかるもの)も必ず添付してください。

Q7　(事実婚の場合)戸籍謄本の代わりに独身証明書の提出でも構いませんか？

A7　検査開始日からも申込日までの間、他に法律上の配偶者がいないことを確認できないため、戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)を提出してください。

Q8　「流死産検体を用いた遺伝子検査 1(次世代シーケンサーを用いた流死産絨毛・胎児組織染色体検査)」または「流死産検体を用いた遺伝子検査 2(流死産絨毛・胎児組織 NGS 染色体検査)」と「抗ネオセルフβ$_2$グリコプロテインⅠ複合体抗体検査」など、複数の検査の助成は同時に申込みできますか？

A8　同時に助成申込みができます。助成額の上限等の条件は、検査ごとに適用されます。

◆ **ご夫婦どちらかまたは両方が外国籍の場合**や、その他のご質問・お問い合わせは下記の申込窓口までお願いします。

＜お問合せ・申込窓口＞　豊中市　おやこ保健課 医療費助成担当　電話:06-6858-2800
〒560-0023　豊中市岡上の町２丁目１番15号　すこやかプラザ１階